

議案第95号

文花子育てひろばの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

文花子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
文花子育てひろば	東京都墨田区江東橋五丁目4番1号 社会福祉法人ベタニヤホーム 理事長 内海 望	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

（提案理由）

文花子育てひろばの指定管理者を指定する必要がある。